

# 環境影響評価審査書

## 3 日本ビクター株式会社横須賀工場

### 1 粉じん

(1) 土砂の搬入に伴って発生する粉じんの影響を最少限にとどめることができるよう土砂の採取場所の位置、採取場所ごとの採取する土砂の量及び運搬用車両の通行する経路相互の関係を踏まえて、さらに対応策の検討を進めること。

(2) 天候の変動などによって工程の変更を生じた場合であっても、土砂の運搬及び盛土の作業が特定の期間に極度に集中することによって著しい影響を生ずることのないよう、あらかじめこのような事態をも想定して対応を考慮しておくこと。

(3) 粉じん防止対策として、敷地の内外における定期的な散水、運搬用車両のタイヤに付着した泥の水洗い等の方法が予定されているが、これらの対策について細部にわたる具体的な手法や人員配置の計画等を明確にしておくとともに、それらの対策が確実に実行できるような管理体制をあらかじめ確立しておくこと。

### 2 交通安全

(1) 建設資材及び土砂の運搬に伴って生ずる交通安全上の影響を可能な限り減少させるため、事業地周辺の通学路の状況、通学時間帯、商店街及び住宅地の位置、道路の構造、安全施設の設置状況等の諸要素を総合的に再検討し、最も適切とみられる運搬経路及び時間帯を選定すること。また、特に、大型資機材の搬入に用いられる大型特殊車両の運行に伴う交通安全上の問題については、十分な考慮を払い、あらかじめその対応策を明らかにしておくこと。

(2) 土砂の運搬に伴う交通安全上の問題については、(1)で述べたところに加えて土砂の採取場所の位置、採取場所ごとの採取する土砂の量及び運搬用車両の通行する経路相互の関係を再検討し、地域住民の交通安全に影響を及ぼすことのないような方法の採用に努めること。

### 3 環境保全のための緑化計画

(1) 事業地内の緑化に当たっては、自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第22条の規定に基づいて従来から知事と土地所有者等との間に締結されてきた「みどりの協定」制度の一環として定められている緑化基準を参考にして、当該基準と同程度以上の内容を実現できるような計画を立てること。

(2) (1)の計画に基づく植樹に当たっては、久里浜緑地、事業地周辺の住宅地の位置等を十分考慮に入れた配置をするとともに、郷土樹木等地域に適した樹種を選択し、将来多層林が形成されるよう配慮しておくこと。なお、事業地のうち市道久里浜・田浦線に面した部分については、周辺の住宅地との関係を考慮して、規模、内容の両面において特に充実した緑化を図ること。

### 4 雨水排水計画

現在、事業地の背後の丘陵など周辺地域の雨水が事業地内を貫流する既存の排水路に流入し、事業地外に排出されている事実があるが、盛土の作業の実施に伴って当該排水路に係るそのような機能が一時的に失なわれることも考えられる。そこで現在上に述べたような形で処理されている周辺地域の雨水の排出に支障を来すことのないよう盛土の作業の実地に当たっては、横須賀市の公共下水道事業計画等の一環としての事業地周辺の雨水排水計画の進行状況と十分な整合を図るなどあらかじめ対策を考慮しておくこと。

### 5 利用目的の確定していない土地の取扱い

全敷地面積の40%強に当たる18,798㎡の土地の利用については、予測評価書案に記載されていないが、この利用目的の確定していない部分を将来工場施設の増設等に利用する場合には、今回の調査等の中では予測しえなかった環境面への影響を生ずることも考えられるので、増設等の計画が具体化した段階でその旨を知事に申し出て、とるべき措置等について所要の指導を求めること。